

発熱や風邪症状がある生徒への対応について(お願い)

平素から本校の感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
本県の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、未だ予断を許さない状況にありますが、このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、教育活動を継続する必要があります。そのため、発熱や風邪症状を有する生徒の対応につきましては、県教育庁保健体育課からの通知に伴い、下記の通りの対応を当面の間実施致します。ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

1. 対応方法

(1) 発熱や風邪症状があり、学校を欠席・早退する場合は民間のPCR検査(無料)または、かかりつけ医や医療機関受診を推奨する。*受診の際は、医療機関へ事前に電話連絡し、相談してください。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に相談し、その指示に従う。

①「症状があり、新型コロナの検査を受け陰性と判明された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については必ず医師に確認する。

②医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまった後、登校した場合、学校を休んだ日から終日まで「出席停止」とする。

*PCR検査に関しては、陰性が判明次第登校可能となります。

*検査や受診をしなかった場合

解熱剤を含む、症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間(3日間)が経過していること。学校を休んだ日から終日まで「出席停止」とする。

2. 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等からの口頭連絡にて確認する。

※毎日の健康観察等についてもご協力をお願い致します。

生徒は、朝晩、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底ください。**(感染レベルが2以上の場合は、同居の家族に風邪症状が見られる場合も自宅で経過観察を行ってください。この場合も出席停止となります。)**